

議案第 35 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月19日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 特定同一世帯所属者と同一世帯の国民健康保険被保険者の世帯の国民健康保険料の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間半額とする現行措置に加え、その後3年間4分の1を減額する措置を講ずるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ及びウに」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯（令第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯をいう。） 1世帯について11,700円

第19条第1項中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削る。

附則第5条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第5条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の各年度の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。